

施設に対する要請（一覧表）

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

○対象地域：沖縄県全域

○要請及び働きかけ期間：令和3年6月21日（月）～令和3年9月12日（日）8月31日（火）

※対象施設の見直しは8月7日からの取扱とする。

※8月7～29日の土日祝日、9月4・5・11・12日の土日休業を要請する

※県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象については、【大規模施設等に対する協力金】のホームページで御確認ください（対象外の施設あり）

※下記の施設のうち飲食店等その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を別途行っている。

種類	施設例	措置等の内容
劇場等（第4号）	劇場	(1) イベントを開催する場合 ○営業時間短縮要請（法第24条第9項） 午前5時から午後9時の範囲内の営業とすること （飲食の提供は午後8時までとする） ※8月7～29日の土日祝日、9月4・5・11・12日の土日休業を要請する ※イベント開催以外の場合は午後8時までの範囲内 (1,000㎡超は、法第24条第9項による要請)
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会又は公会堂（第5号、6号）	集会場	※映画上映は21時までの時短 (2) 入場者の管理・整理誘導等を徹底する(法第45条第2項等) (3) 整理誘導等の状況をHP等で周知 (4) 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない (利用者による酒類の持込も含む) (5) 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと(法第45条第2項) できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人または50%いずれか小さい方)で開催すること
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館（第8号）	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	(5) 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと(法第45条第2項) できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人または50%いずれか小さい方)で開催すること
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

運動・遊技施設の一部 (第9号) (屋内施設)	体育館	<p>◆床面積の合計が1,000㎡超の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮要請 (法第24条第9項) 午前5時から午後8時の範囲内の営業とすること ※8月7～29日の土日祝日、9月4・5・11・12日の土日休業を要請する <p>◆床面積の合計が1,000㎡以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮午前5時から午後8時の範囲内の営業とすることの働きかけ (1)入場者の管理・整理誘導等の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超の施設 (法第45条第2項) ・1,000㎡以下の施設 (法第24条第9項) <p>※入場者の密集を避けるため、以下のような措置を要請 (実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑時間帯の明示 ・混雑時の館内アナウンス等による滞留抑制 ・入場者数の上限設定等 (2) 整理誘導等の状況をHP等で周知 (働きかけ) (3) 食品売場等についても、「入場者の整理等」を行い、人が密集することを防ぐこと (法24条第9項) (4) 酒類及びカラオケ設備の提供を行わない (利用者による酒類の持込も含む) (5) 運動施設、博物館等は通常営業においても、5,000人かつ収容率50%以内とするよう要請 (法第24条第9項) (6) フードコート等飲食スペースは、席と席の距離の確保又はアクリル板等を設置すること (法第24条第9項) (7) ゲームセンターやスポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温や定期的な消毒を行うこと (法第24条第9項)
	屋内水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場、空手道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	その他屋内スポーツ施設提供業	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	
博物館、美術館 (第10号)	博物館	<p>※図書館は対象外</p> <p>※「床面積」は、建築物の床面積を指す (建築物以外、例えば、建築物の外側である屋外の敷地面積は床面積に含まれない。)</p>
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

<p>遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設（第11号）</p>	<p>性風俗店 デリヘル アダルトショップ 個室ビデオ店 ライブハウス 場外馬（車・舟）券場</p>	<p>◆床面積の合計が1,000㎡超の施設</p> <p>○営業時間短縮要請（法第24条第9項） 午前5時から午後8時の範囲内の営業とすること ※8月7～29日の土日祝日、9月4・5・11・12日の土日休業を要請する</p>
<p>商業施設（第7号、12号） ※生活必需品は除く ※一部生活必需品の取扱があっても大部分が生活必需品以外のものを取り扱っている場合は要請対象</p>	<p>ペットショップ（ペットフード売り場を除く） ペット美容室（トリミング） 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの） 古物商（質屋を除く。） 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ DVD/ビデオレンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店（店舗） アイドルグッズ専門店 ネイルサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く） スーパー銭湯 岩盤浴 サウナ まつ毛エクステンション専門店（ヘアカット等を行わない理美容所） エステサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く） 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室 雑貨屋（日用品を除く）</p>	<p>◆床面積の合計が1,000㎡以下の施設</p> <p>○営業時間短縮午前5時から午後8時の範囲内の営業とすることの働きかけ ※8月7～29日の土日祝日、9月4・5・11・12日の土日休業を要請する（働きかけ）</p> <p>(1)入場者の管理・整理誘導等の徹底 ・1,000㎡超の施設（法第45条第2項） ・1,000㎡以下の施設（法第24条第9項）</p> <p>※入場者の密集を避けるため、以下のような措置を要請（実施例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・混雑時間帯の明示 ・混雑時の館内アナウンス等による滞留抑制 ・入場者数の上限設定等 <p>(2)入場者の整理誘導等を徹底する(法第24条第9項)</p> <p>(3)整理誘導等の状況をHP等で周知</p> <p>(4)酒類及びカラオケ設備の提供を行わない（利用者による酒類の持込も含む）</p> <p>(5)フードコート等飲食スペースは、席と席の距離の確保又はアクリル板等を設置すること（法第24条第9項）</p> <p>(6)ゲームセンターやスポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温や定期的な消毒を行うこと（法第24条第9項）</p> <p>※「床面積」は、建築物の床面積を指す（建築物以外、例えば、建築物の外側である屋外の敷地面積は床面積に含まれない。）</p>

【別紙2】県内全域営業時間短縮要請対象外

R3.8.25時点（随時更新予定）

○業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請

種類	施設例	措置等の内容
医療施設 (※)	病院	営業時間短縮要請の対象外 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は以下のとおり。 1 床面積の合計が1,000㎡超の施設 ●営業時間短縮要請（法第24条第9項） ※8月7～29日の土日祝日、9月4・5・11・12日の土日 休業を要請する 2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ●営業時間短縮の働きかけ ※8月7～29日の土日祝日、9月4・5・11・12日の土日 休業を要請する（働きかけ）
	診療所	
	歯科	
	薬局	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	柔道整復	
生活必需品 資販売施設	卸売市場	営業時間短縮要請の対象外 ※移動販売店舗を含む。 ・入場者の整理誘導等を徹底する(法第24条第9項) ・食品売場等についても、「入場者の整理等」を行い、 人が密集することを防ぐこと（法24条第9項）
	食料品売り場（※1）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	文房具屋	
酒屋		
住宅・宿泊 施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	営業時間短縮要請の対象外
	カプセルホテル	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舍	
	下宿	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	
交通機関等	バス	営業時間短縮要請の対象外
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等を含む）	
工場等	工場	営業時間短縮要請の対象外
	作業場	

金融機関・ 官公署等	銀行	営業時間短縮要請の対象外
	消費者金融	
	ATM	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	各種事務所	
	官公署	
その他	理髪店	営業時間短縮要請の対象外 ※物価統制令の対象となるもの ・入場者の整理誘導等を徹底する(法第24条第9項)
	美容院	
	銭湯（公衆浴場）（※）	
	貸倉庫	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣装屋	
	不動産屋	
	葬儀場・火葬場	
	質屋	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
	ブライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
	眼鏡屋（修理、調整を行う施設）	
	ランドリー	
	クリーニング店	
	ごみ処理関係	
	神社	
寺院		
教会		

【別紙3】県内全域＊営業時間短縮要請の対象外 R3.8.25時点（随時更新予定）

○特措法施行令第11条関係施設（第1～3号、5号、7号一部、10号一部、11号、12号、13号）

種類	施設例	措置等の内容
学校（第1号）	幼稚園	【要請内容】 ・地域の感染状況を踏まえ、時差登校等を 実施 する。 ・学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休校を 実施 する。 ・健康等に不安があり出席できない児童生徒には、柔軟に対応しオンライン等での学習支援に 努める 。 ・衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。 ・学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を延期、縮小する。 ・幼児児童生徒に対し、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないよう指導する。 ・学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う。 ・部活動について、原則休止とする。 ・「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施への協力を要請
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等（第2号）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	【要請内容】 ・適切な感染防止対策の協力を要請 ・保育所等は引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の対応を検討を依頼する。
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等（第3号）	大学	【要請内容】 ・大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ・大学は学生に対し、以下の行動を自粛するよう徹底すること ①要請に応じていない飲食店等への出入り ②大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
集会場等（第5号）	葬祭場	【要請内容】 ・適切な感染防止対策の協力を要請 ・酒類提供の停止(利用者による持込を含む)

博物館等 (第10号)	図書館	【要請内容】 ・適切な感染防止対策の協力を要請 ・入場者の整理誘導等を徹底する
商業施設 (第12号)	銭湯（公衆浴場）（※）	【要請内容】 ・適切な感染防止対策の協力を要請 ・入場者の整理誘導等を徹底する(法第24条第9項)
	理容室	
	美容室	
	質屋	
	貸衣装者	
	クリーニング店	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所	【要請内容】 ・オンライン活用の働きかけ ・適切な感染防止対策の協力を要請
	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	